

藍野大学短期大学部 学則

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 藍野大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、広く一般教養を高めるとともに、深く看護に関する専門の知識と技術を修得せしめ、もって健康科学の新しい手として社会の要請にこたえうる人材を育成することを目的とする。

(学科及び学生定員)

第2条 本学に置く学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学科名	入学定員	収容定員
第一看護学科	100 人	200 人
第二看護学科	80 人	240 人

(修業年限)

第3条 修業年限及び取得できる資格は、次のとおりとする。

学科名	修業年限	取得できる資格
第一看護学科	2 年	看護師国家試験受験資格
第二看護学科	3 年	看護師国家試験受験資格

(在学年数)

第4条 学生は、前条の規定に定められた在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。

(研究所の設置)

第5条 本学にメディカル・ヘルスイノベーション研究所を置く。

2 メディカル・ヘルスイノベーション研究所に関する規程は、別に定める。

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第6条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を分けて、次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

2 年間の授業日数は、35 週にわたることを原則とする。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 夏期休業日 8 月 10 日から 9 月 20 日まで

(4) 冬期休業日 12 月 23 日から翌年 1 月 4 日まで

(5) 学年末休業日 3 月 25 日から 4 月 5 日まで

(6) 創立記念日 5月1日

- 2 第1項に規定する休業日において、学長が必要と認めるときは、授業を行うことができる。
- 3 臨時休業日は、その都度学長が定めることができる。

第 3 章 授業科目、単位及び卒業の認定

(授業科目、単位数及び履修方法)

第9条 授業科目、単位数及び履修方法は、別表（I）のとおりとする。

- 2 年間において履修登録することができる単位の上限数については、別に定める。

(授業の方法と単位の計算方法)

第10条 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれか、又はこれらの併用により行う。

- 2 各授業科目的単位の計算方法は、次のとおりとする。

各授業科目的単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義については、15～30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15～30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験、実習及び実技等については、30～45時間をもって1単位とする。
- (4) 臨地実習については、前号によるほか、必要に応じて別に定めることができる。

(メディアを利用した授業)

第10条の2 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

- 2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。

(単位の認定)

第11条 授業科目を履修し、試験その他本学が定める適切な方法により合格した者には、学修の成果を評価し、所定の単位を認定する。

(成績の評価)

第12条 試験等の成績評価については、S、A、B、C、Dとし、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。

- 2 前項の評価は、100点をもって満点とし、S(90点～100点)、A(80点～90点未満)、B(70点～80点未満)、C(60点～70点未満)、D(60点未満)とする。
- 3 試験に不合格の学生には、再試験を受けさせることができる。
- 4 病気その他やむを得ない理由により試験に欠席した学生には、届出があれば追試験を行うことができる。
- 5 前項の届出は、医師の診断書又はその理由を証する書面を添えて、試験終了後4日以内に行わなければならない。

(卒業の認定、学位の授与)

第13条 第3条に規定する期間在学し、所定の授業科目を履修し、その単位を取得した者に対して卒業を認定する。

- 2 前項の規定により卒業した者には、短期大学士（看護学）の学位を授与する。

第 4 章 入学、休学、退学及び除籍

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第15条 本学の第一看護学科に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者で、かつ准看護師免許取得者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
 - (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第一号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達した者
- 2 本学の第二看護学科に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
 - (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣が指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第一号）により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で 18 歳に達した者

(入学出願の手続)

第16条 本学へ入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料を添え所定の手続きにより願い出なければならない。

(入学の許可)

第17条 前条の入学志願者については、選考により入学を許可する。

2 入学選考要領は、別に定める。

(入学の手続)

- 第18条** 前条の選考の結果により合格の通知を受けた者は、所定の期日までに所定の書類に入学金を添えて納付しなければならない。
- 2 前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学及び復学)

- 第19条** 疾病その他のやむを得ない事由により2ヵ月以上出席することができないときは、事由を具して保証人連署の上、学長に願い出、その許可を得て休学することができる。疾病の場合は、本学の指定する診断書を添付しなければならない。
- 2 疾病その他の事由により修学することが不適当と認められる場合には、学長は休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、1年を超えることができない。ただし、学長が特別な配慮を必要と認めた場合は、さらに1年以内に限り休学することができる。
- 4 休学期間は、これを在学期間に算入しない。
- 5 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

(退学及び再入学)

- 第20条** 疾病その他のやむを得ない事由により退学しようとする者は、その事実を証する書類を添え、保証人連署で学長に退学願を提出して、許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定により退学した者で、再入学を願い出た者に対しては、欠員のある場合に限り、選考により相当学年に入学を許可することができる。

(除籍)

- 第21条** 学生が次の各号の一に該当するときは、これを除籍することができる。
- (1) 死亡又は行方不明の者
(2) 疾病、学力劣等及びその他の事由により成業の見込みがないと認められた者
(3) 所定の在学期間を超えた者
(4) 授業料の納付を怠り、所定の期日までに授業料等の学納金を納入しない者

第 5 章 賞 罰

(表彰)

- 第22条** 品行方正かつ学業成績が特に優秀で他の学生の模範的行為があった者については、学長は教授会の議を経て、表彰することができる。
- 2 表彰に関する規程は、別に定める。

(懲戒)

- 第23条** 学生が本学の規則に違反し、又は学生の本分に反した者については、学長は教授会の議を経て、懲戒することができる。
- 2 懲戒は、戒告、譴責、停学及び退学とする。
- (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
(2) 正当な事由がなくて、出席が常でない者
(3) 本学の秩序を乱し、その他本学の学生としての本分に反した者
- 3 前項の停学期間は、在学年限に算入する。
- 4 懲戒に関する必要な事項は、学生懲戒規程に定める。

第 6 章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料)

第24条 本学に入学を志望する者は、学校法人藍野大学 学費取扱規程に定める入学検定料を納付しなければならない。

(入学金)

第25条 本学に入学を許可された者は、入学金として学校法人藍野大学 学費取扱規程に定める額を納付しなければならない。

(授業料等)

第26条 本学の授業料は別表（II）に定める額とし、毎年3月31日までに納付しなければならない。ただし、3月及び8月の2期に分納することができる。

2 授業料のほか、実験実習費、図書費等教育に必要な費用を徴収することがある。

3 前項に規定する納付金の種類、金額、納入の手続等については別に定める。

4 休学した学生については、当該期間中の授業料を免除する。ただし、休学又は復学した日の属する期分の授業料等についてはこの限りではない。退学し又は除籍されたとき、若しくは退学の処分を受けた場合も同様とする。

(授業料の減免及び徴収の猶予)

第27条 学業成績優秀と認められる学生で、経済的理由によって学資の納付が極めて困難と認められる者は、授業料の全額若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(既納の入学検定料・入学金及び授業料)

第28条 既に納入した入学検定料、入学金又は授業料（学年の始めに授業料の全額を納入した者がその後の学期の全期間休学した場合を除く）等は、いかなる理由があっても返還しない。

第 7 章 専 攻 科

(目的)

第29条 本学に専攻科を置く。

2 専攻科は、短期大学の学科における教育を基盤とし、そのうえに地域看護学に関する専門的知識及び技術を教授研究することを目的とする。

(課程及び学生定員)

第30条 本学に置く専攻科の課程及び学生定員は次のとおりとする。

課 程	入学定員
地域看護学専攻	40人

(修業年限及び取得資格)

第31条 修業年限及び取得できる資格は、次のとおりとする。

専攻科名	修業年限	取得できる資格
地域看護学専攻	1年	保健師国家試験受験資格

(在学年限)

第32条 専攻科の学生は、2年を越えて在学することができない。

(入学資格)

第33条 専攻科に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学、短期大学、看護師養成校、高等学校看護専攻科における看護に関する学科等を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における15年の課程を修了した者で、その最終課程において看護に関する課程を修了した者
- (3) その他本学において、第1号に規定するものと同等以上の学力があると認めた者

(授業科目、単位数及び履修方法)

第34条 専攻科の授業科目、単位数及び履修方法は、別表(Ⅲ)のとおりとする。

(休学期間)

第35条 専攻科の休学期間は、通算して1年を越えることができない。

- 2 前項の休学期間は、第32条に定める在学年数に算入しない。

(修了の認定)

第36条 専攻科に1年以上在学し、本学則に定める授業科目を履修し、単位を修得した者に対して、修了を認定する。

- 2 修了の認定を受けた者は、第31条に定められた資格を取得できる。

(入学金、授業料及びその他の学費)

第37条 専攻科の入学金、授業料等の学費は別表(Ⅳ)のとおりとする。

(適用)

第38条 専攻科については、この章に定めるもののほか、第6条から第8条まで、第10条から第12条まで、第14条、第16条から第18条まで、第19条第1項及び第2項並びに第5項、第20条から第28条までの定めるところによる。

第 8 章 職員組織、教授会、運営会議及び内部質保証委員会

(職員)

第39条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

- 2 副学長及び客員教授を置くことができる。
- 3 前項のほか、併任教員、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(教授会)

第40条 本学に教授会を置き、教授、准教授及び学長が必要と認めた者をもって組織する。

(運営会議)

第41条 本学に運営会議を置き、全学的な教学の方針、企画及び執行等の教学運営を司る。

- 2 運営会議の構成並びに運営等については別に定める。

(内部質保証委員会)

第42条 本学は、教育・研究の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動等の状況について自ら点検及び評価、公表を行う委員会を置く。

- 2 委員会の構成並びに運営については、別に定める。

第 9 章 科目等履修生、聴講生

第43条 本学の一又は複数の授業科目の履修を志願する者については、授業及び研究に支障をきたさない限りにおいて、選考の上、聽講生又は科目等履修生としてこれを許可することがある。

2 科目等履修生及び聽講生に関する必要な事項は、別に定める。

第 10 章 附属施設

(図書室)

第44条 本学に図書館を置く。

2 図書館については、別に定めるところによる。

(寮)

第45条 本学に寮を置く。

2 寮については、別に定めるところによる。

第 11 章 雜則

(細 則)

第46条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(学則の改廃)

第47条 この学則の改廃は、学長が発議し、理事会の議を経て行う。

附 則

1. この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
2. この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
3. この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
4. この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
5. この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
6. この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
7. この学則は、平成 3 年 5 月 29 日から施行する。
8. この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
9. この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

但し、第 41 条については平成 5 年 1 月 11 日から施行する

10. この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

但し、第 33 条については平成 5 年 12 月 4 日付で変更し、平成 6 年度入学生から適用する。

11. この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

但し、学則別表（I）については平成 6 年度入学生から適用する。

12. この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

但し平成 6 年度及び平成 7 年度入学生的学納金は従前のものによる。また、留年の場合には該当者が入学した翌年度以降の学則別表（II）及び（IV）を適用する。

13. この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 8 年度以前の入学生的学納金は従前のものによる。また、留年の場合には該当者が入学した翌年度以降の学則別表（II）及び（IV）を適用する。

14. この学則は、平成 13 年 7 月 9 日から施行する。

15. この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

16. この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

但し、平成 15 年度以前の入学生については本学則の規定にかかわらず、なお従前の藍野学院短期大学学則（昭和 60 年 4 月 1 日制定、施行）を適用する。

17. この学則のうち、第 2 章第 8 条及び第 6 章第 26 条は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
18. この学則のうち、第 4 章第 15 条は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
19. この改訂学則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。
20. この改訂学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 20 - 2. この改訂学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。（第 49 条、第 50 条改正）
21. この改訂学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。（第 9 条、第 34 条改正）
22. この改訂学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。（第 7 条改正）
23. この改訂学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。（第 9 条改正）
24. この改訂学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。（第 25 条、第 26 条改正）
25. この改訂学則は、平成 22 年 9 月 16 日から施行する。（第 50 条、第 54 条改正）
26. この改訂学則は、平成 23 年 2 月 1 日から施行する。（第 34 条改正）
27. この改訂学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。（第 5 条、第 39 条～48 条改正）
28. この改訂学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。（第 9 条、第 34 条改正）
29. この改訂学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。（第 1 条改正）
30. この改訂学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。（第 26 条第 1 項、第 34 条別表改正）
31. この改訂学則は、平成 25 年 9 月 30 日から施行する。（第 19 条改正）
32. この改訂学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。（第 9 条改正）
33. この改訂学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。（第 53 条を追加、第 54 条、第 55 条、第 56 条、第 57 条改正）
34. この改訂学則は、平成 27 年 2 月 1 日から施行する。（第 9 条 別表(I)-2 改正）
35. この改訂学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。（第 9 条、第 34 条改正）
36. この改訂学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。（第 9 条 別表(I)、第 57 条関係）
37. この改訂学則のうち、第 5 条は平成 30 年 9 月 1 日より施行し、第 9 条は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
38. この改訂学則は、令和 2 年 2 月 17 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。（第 12 条改正）
第 12 条の成績評価については、平成 31 年度以降の入学生に適用する。
39. この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
40. この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
41. この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
42. この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（I）続き 1. 第一看護学科（2022年度以前入学生用）

（2）履修方法及び卒業、看護師国家試験受験資格取得の要件

履 修 方 法

履 修 方 法	卒 業 の 要 件
基 础 分 野	9 単位
専 門 基 础 分 野	人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進の区分 より 10 単位及び健康支援と社会保障制度の区分より 4 単位
専 門 分 野	47 単位
合 計	70 単位

卒 業 の 要 件

2 年以上在学し、所定の履修方法により上記の表のとおり 70 単位を取得することを要する。

看護師国家試験受験のため、本学において履修すべき科目及び単位

看護師国家試験受験資格は卒業の要件を満たすことを要する。

別表（I）続き 1. 第一看護学科（2023年度以降入学生用）

（2）履修方法及び卒業、看護師国家試験受験資格取得の要件

履 修 方 法

履 修 方 法	卒 業 の 要 件
基 础 分 野	8 単位
専 門 基 础 分 野	人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進の区分 より 10 単位及び健康支援と社会保障制度の区分より 4 単位
専 門 分 野	47 単位
合 計	69 単位

卒 業 の 要 件

2 年以上在学し、所定の履修方法により上記の表のとおり 69 単位を取得することを要する。

看護師国家試験受験のため、本学において履修すべき科目及び単位

看護師国家試験受験資格は卒業の要件を満たすことを要する。

別表（I）続き 2. 第二看護学科（2019年度以降入学生用）

（2）履修方法及び卒業、看護師国家試験受験資格取得の要件

履修方法

履修方法	卒業の要件
基礎分野	15単位
専門基礎分野	人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進の区分より 15 単位及び健康支援と社会保障制度の区分より 6 単位
専門分野	65単位
合計	101単位

卒業の要件

3年以上在学し、所定の履修方法により上記の表のとおり 101 単位取得することを要する。

看護師国家試験受験のため、本学において履修すべき科目及び単位

看護師国家試験受験資格は卒業の要件を満たすことを要する。

別表（I）続き 2. 第二看護学科（2022年度以降入学生用）

（2）履修方法及び卒業、看護師国家試験受験資格取得の要件

履 修 方 法

履 修 方 法	卒 業 の 要 件
基 础 分 野	14 単位
専 門 基 础 分 野	人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進の区分 より 16 単位及び健康支援と社会保障制度の区分より 6 単位
専 門 分 野	66 単位
合 計	102 単位

卒 業 の 要 件

3年以上在学し、所定の履修方法により上記の表のとおり 102 単位取得することを要する。

看護師国家試験受験のため、本学において履修すべき科目及び単位

看護師国家試験受験資格は卒業の要件を満たすことを要する。

別表（Ⅱ）

1. 藍野大学短期大学部 第一看護学科

入学金・授業料等

年額（単位：円）

学科名	区分	入学金	授業料	実験実習費	教育充実費
第一看護学科	平成23年度入学生以降	250,000円	760,000円	340,000円	100,000円
	平成22年度入学生以前	450,000円	620,000円	280,000円	80,000円

入学金は入学時ののみ徴収

2. 藍野大学短期大学部 第二看護学科

入学金・授業料等

年額（単位：円）

学科名	入学金	授業料
第二看護学科	250,000円	1,350,000円

入学金は入学時ののみ徴収
実験実習費及び教育充実費は授業料に含む。

別表（Ⅲ） 専攻科

教育内容	科目名	時間数	単位数
公衆衛生看護学	公衆衛生看護学概論	30	2
	公衆衛生看護管理論	15	1
	公衆衛生看護方法論Ⅰ	30	2
	公衆衛生看護方法論Ⅱ	15	1
	公衆衛生看護方法論Ⅲ	15	1
	公衆衛生看護活動論Ⅰ	30	2
	公衆衛生看護活動論Ⅱ	30	2
	公衆衛生看護活動論Ⅲ	30	2
	産業保健指導	15	1
	学校保健指導	15	1
	公衆衛生看護研究	60	2
	環境保健論	15	1
疫学	疫学	30	2
統計保健学	保健統計学	30	2
保健医療行政論福	保健医療福祉行政論Ⅰ	30	2
	保健医療福祉行政論Ⅱ	15	1
	保健医療福祉行政論Ⅲ	15	1
選択科目	歯科保健論	15	1
	保健栄養論	15	1
	運動指導論	15	1
	英語コミュニケーションⅠ	15	1
	日本国憲法	30	2
	運動学演習	30	1
	英語コミュニケーションⅡ	15	1
	情報管理論	30	2
看護学実習	公衆衛生看護実習Ⅰ	30	1
	公衆衛生看護実習Ⅱ	120	4
	公衆衛生看護実習Ⅲ	30	1
合 計		765	42

別表(Ⅲ) 続き 専攻科

履修方法及び修了の要件

履修方法

専門教育科目	32 単位以上
修了要件単位	33 単位以上

修了の要件

1年以上在学し、所定の履修方法により 33 単位以上修得することを要する。

保健師国家試験受験のため、本学において履修すべき科目及び単位

保健師国家試験受験資格には修了要件を充足することを要する。

別表 (IV)

藍野大学短期大学部専攻科・地域看護学専攻

入学金及び授業料等

年額（単位：円）

専攻科名	入学金	授業料	実験実習費
地域看護学専攻	400,000 円	850,000 円	400,000 円